

佐伯氏と阿刀氏の接点（上）

—空海生誕の歴史的背景—

木下密運

序 章 問題の所在

空海誕生地を父佐伯氏の本貫地である讃岐國多度郡とする説は、すでに古く『続日本後紀』に収載される一番古い空海伝において

「法師者、讃岐國多度郡人、俗姓佐伯直」

と讃岐出身であることを記録している。

さらにこの説に対して、もっとも有力な史料となっているのが、中村直勝博士旧蔵の現在大和文華館所蔵延暦二十四年（八〇五）九月十一日付治部省あての『太政官符』である。そこには

「留學僧空海 俗名讃岐國多度郡方田郷戸主正六位上佐伯直道長戸口同姓真魚」

と記されている。すでに高木神元先生も『空海 生涯とその周辺』でこの資料を引用され、空海の誕生地を今の香

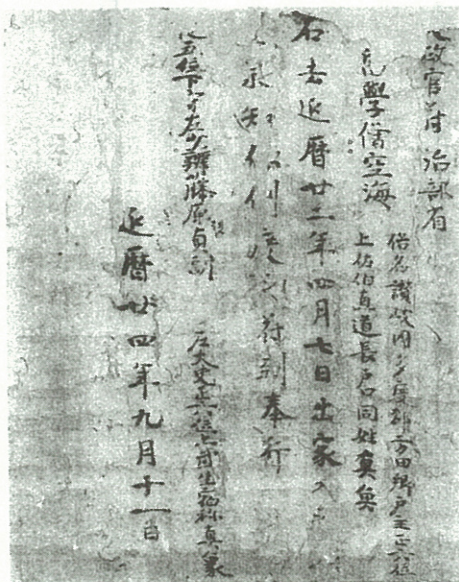
川県善通寺周辺と推定されている^①。

この説に対して注目すべき新説を提唱されたのが武内孝善先生で、その著に於いて「讃岐国多度郡方田郷は、あくまでも本籍地であつて、必ずしも空海の誕生されたところとは言えない」とされ、その論拠として、第一に空海の母の出身である阿刀宿禰氏が讃岐國に居住していた史料がないこと、第二にこの当時の婚姻形態が妻訪婚であつたこと等をあげられ、結論的に空海誕生地は母阿刀氏のもとではなかつたかという大胆な推論を提唱された。

私も武内先生のこの説には大いに賛意を表するもので、今まで表面的なあくまでも公式の記録故にみえなかつた裏面を見事に見抜かれた御高説と感服し、及ばずながら先生の所見に対する補説的な論考を書かせていただきたい。

まず、最初に先生の妻訪婚に対する再検討をし、何故、正史の上では佐伯氏の戸口として扱われるようになったのかを推論し、さらに空海の母の出自である阿刀氏はいずれの地に居住していた一族であるのかを推定してゆきたい。

それと合わせて、最後に佐伯氏と阿刀氏の接点を考察し、空海がたぐいまれなる学識を早い段階から身につけるに到つた環境についても推論してみたい。



1. 大和文華館 太政官符

第一章 招婿婚考

第一節 招婿婚の定義

空海がその母阿刀氏のもとで生まれたとされる論拠の一つは、古代の婚姻のあり方にある。

人間の男女関係については各個人個人の複雑きわまりない事情があり、一概に論じることのできない難しさがある。しかし、その時代時代の習俗としての慣習から大きく逸脱することはなかったように考えられる。

こうした古代の家族制度や婚姻についての研究は、高群逸枝の大部にわたる研究をはじめ、吉田孝、関口裕子等の⁽³⁾詳細な研究の積み重ねがある。

なかでも、高群逸枝の『招婿婚の研究』は、一連の研究の基礎となるもので、古代婚姻史を理解しやすくする一つの模式図⁽⁴⁾を提示している。

高群によれば、招婿婚は母系制を存している未開社会等で常に見られる婚姻制であり、日本の古代社会もこの形式の婚姻形態から出発したと説き、尚且つ日本の古代政治の場においては父系制の社会でありながら、母系原理の遺存のうえで存続しえていたと説いている。

さらに、我が国の古代においては「妻問い」と「婿取」の二期をなしていたとする。史料のうえで、推古く称徳（奈良時代）の頃は妻問すなわち「通い」が主となり、従って夫と妻は別々の氏族の一員であり、別居が原則となる。それが平安時代になると、当時の物語集、例えば「大和物語」「落窪」「宇津保」「源氏」の時代になってくると「婿取」

という語におき変わり、妻問いの語は姿を消してしまう。このことは男女各々が属していた氏族社会が消滅し、男が自由に自家を離れて妻家に住みつくことが可能になってくるためである。

空海が誕生した時期は、宝亀五年（七七四）とされているから、右の説からすれば妻問婚の時代にあたる。従って空海は母阿刀氏のもとで誕生したという武内説は、大いに首肯できる。

第二節 空海の所屬

ところで、『続日本後紀』や『太政官符』では何故、空海を讃岐國多度郡人とし、佐伯直道長の戸口としたのであろうか。これについても、すでに高群逸枝の研究があり、『日本書紀』卷第二十五 孝徳天皇大化元年（六四五）に発せられた「男女の法」の詔に

「男女（いもせ）之法者、良男良女共所生子、配其父」

という一文がある。高群は「子は父につく——これは戸籍などではつとめて父籍につくことの励行、母籍につく場合も父の氏姓を名乗ってつくことの原則化等のうえに、具現せられているが、このことのみは、恰も父系母族制の崩壊と相俟って、時代の趨向と一致し、普及したのであった」としている。⁵⁾

この趨勢は、当時の身分的な差を超えて圧倒的に普遍化し、原則化している。

こうした当時の慣習法的な倣いによって、空海の公的な出自は父佐伯氏のもとに付され、母阿刀氏のもとに誕生し養育されたとしても、そのことは正式な形で表にはあらわれなかったのであろうと推察される。

これが今日迄、誰疑うこともなく空海は讃岐で生まれ育ったとする定説の遠因となっていたと思われる。

第三節 古代母系社会のもとの

妻問婚の結果空海は母阿刀氏のもとに誕生し、母系社会の中で成長することになる。高群をはじめとする家族史研究の成果のいずれもが、「夫婦の身柄が終生別族（別の生活体）に属し、その一員たることから離脱しえないこと。したがって夫は女家にとって客人（まろうど）であり、その同居は短期長期にかかわらず、結局滞在以外のなものでもないこと、すなわち離合が自由で、かつ不定な男女結合の状態である。よって各自別個に各自族に依存する建前であるから、夫婦は恋人のようなもので、好意的に扶助しあうにしても、相互間に扶養の義務はみられない」とし、「婚姻に関する一切のことが、母の側で負担される」すなわち母の側の共同体（氏族）によって、その生活は保障される⁽⁶⁾としている。比較的原始の社会から、戸籍上父籍に入る父系母族時代（記紀の時代）に入っても、この体制は継続されていたと考えられている。

こうした母系社会においては、母—娘（妻）のたての紐帯や娘（妻）の兄弟姉妹の横の關係が深く、生まれた子供に対する監護から扶育まで共同で行われたのではないかと推論され、大きな氏族になればなるほど、氏の連帶的紐帯は大きかったのではないかと推察される⁽⁷⁾。

第四節 母のもとの成長

当時の社会の通例に従えば空海は幼少の時代を母のもとで過したことになる、武内先生が推論しておられるように基礎的な諸学の素養は、この時期に身につけたものと考えられる。空海が十五才になるに及んで母方の舅阿刀大足に伴われて上京し本格的な勉強をはじめが、この事実の背景には当時の母系社会のこうした背景があったと推論される。

第二章 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』をめぐる

第一節 はじめに

空海の幼少期に多大な影響を与えた母阿刀氏とは、何処に居を占めていた氏族であろうか。その阿刀氏と父佐伯直田公との接点はどこにあったのかを考えてみたい。

このことを考える上で大きなヒントを与えてくれるのが『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下『法隆寺資材帳』）である。この『資財帳』を史料として用いる前に、『資財帳』自身の史料的信憑性について論じておきたい。

第二節 『資材帳』の検討

石上栄一氏の研究によれば、『法隆寺資材帳』の写本は、現在大きく三つの系統にわかれて三十有余の転写本が伝存している。残念なことに、『資材帳』の原本は伝存しておらず、いずれも転写本で、しかも江戸後期の寛政七年（一七九五）以降の写本ばかりである。

このことから近年、『法隆寺資財帳』偽撰説^①が提出されており、この『資材帳』を史料として使えるかどうかの検討をまずしておきたいと思う。

まず現存する写本のなかで、もっともその伝来がはっきりしているものは法隆寺所蔵の折本（原初は卷子本）である。その奥書に

「右一巻河内国観心寺僧房蓮藏院 所藏之写書也余頃幸得一看 焉其書法字体最存古色可 謂千歲之後光景尚赫然
伝 聞原書湮滅故今使同志浄 写而復奉還于本寺寔吾輩 之福縁抑又可歎喜焉哉 寛政七年五月 阮（上田）秋成録
正五位下 橘（橋本）経亮校 縫殿大允 藤原（安藤）定弘 藤井（山田）以文 源直員 木工史生 藤原咸幸写」
とある。原本となった蓮藏院本は写本であるが、古色であったので上田秋成が同志を語らい浄書せしめ、法隆寺で
は原本が散佚していたため寺に奉納したものである。その後、蓮藏院本は観心寺の調査によっても発見されておらず、
現在は行方不明となっている。

その他の系統の写本としては、江戸時代の有名な古物学者藤貞幹の書写本系統のものが伝存するけれども、貞幹自
筆の本は失われているが、その転写本が何本か伝存しており、貞幹本も、寛政七年に同じく蓮藏院本を原本として書
写されたものである。

これ以外に、法隆寺に折本とは別に卷子本が伝来している。これは弘化四年（一八四七）に法隆寺に納められたも
ので、石上の研究によれば、やはり蓮藏院本を底本とした写しと考えられている。

こうして見てくると、観心寺蓮藏院本が最も古く、これが逸佚してしまった今日では、法隆寺伝存の折本が最古の
写本となる。

この『資財帳』の真偽については、「法隆寺伽藍縁起」が貞観十二年（八七〇）に法隆寺三綱により撰上されたが、
これは『日本書紀』と資財帳縁起文を利用して作られたもので、九世紀に既に『資財帳』が存在したことが証明され
るので、偽撰説は成り立たないことになる。

従って現在伝存の法隆寺藏折本の『資財帳』は原本からの転写本であり、十分史料となりうるということが証明され

ている。⁽¹⁰⁾

この『資財帳』には、天平十九年（七四七）から二十年（七四八）に亘る奥書があり、その当時の法隆寺の総ての財産を詳細に書きあげている。その目録に法隆寺の庄倉を書き連ねた部分がある。この庄倉の記録が讃岐の佐伯氏と畿内に居たとおぼしき阿刀氏とを結ぶ接点となりうる史料ではないかと考えられるので注目してみたい。

法隆寺の庄倉を列記した部分を、やや長文にわたるが左に引用してみたい。

第三節 『資材帳』にみえる庄倉史料

合水田參佰玖拾陸町參段貳佰拾壹歩參尺陸寸

十三町七段。讀涅槃經料。

六十九町四段九十八歩。功德分料。

六十八町卅三步。衆僧衣分料。

二百卅一町九段七十歩。食分料。

十三町三段十歩三尺六寸。寺主分料。

近江國栗太郡貳拾壹町漆段壹佰肆拾肆歩

大倭國肆拾玖町壹段伍拾漆歩參尺陸寸

平群郡卅六町九段二百一歩三尺六寸

添上郡二町一段二百十六歩

河内國捌拾漆町陸段壹佰捌拾漆步

志貴郡一町 澁川郡卅六町二段百八十七步

更浦郡卅町 和泉郡卅五町九段

攝津國菟原郡參拾壹町陸段貳佰捌拾捌步

播磨國揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳步

右。播磨田。小治國恐脫
田字 大宮御宇 天皇戊午年

四月十五日。請上宮聖德法王平。令講法華勝

鬘等經而布施奉地五十万代。卽納賜者之中。十

九千五百六十一束二把代

成町二百十九町一段八十二步

合陸地壹千玖佰貳拾玖町玖段漆拾陸步貳尺肆寸

蘭地參拾壹町貳段

近江國栗太郡物部郷肆段

大倭國平群郡壹拾伍町

河内國陸町貳段澁川郡六町
和泉郡二段

播磨國揖保郡壹拾貳町貳段

（中略）

合處處庄肆拾陸處

合庄庄倉捌拾肆口 屋壹佰拾壹口

右京九條二坊壹處

近江國壹處 在栗太郡物部鄉

大倭國貳處 平羣郡一處 添下郡一處

河內國陸處 大縣郡一處 和泉郡一處 澁川郡一處 志貴郡一處 日根郡一處 更浦郡一處

攝津國伍處 西成郡一處 川邊郡一處 雄伴郡二處

播磨國參處 明石郡一處 賀古郡一處 揖保郡一處

備後國壹處 在深津郡

讚岐國拾參處 大內郡一處 三木郡二處 山田郡一處 河野郡二處 鞆足郡二處 那阿郡三處 多度郡一處 三

野郡一處

伊豫國拾肆處 神野郡一處 和氣郡二處 風連郡二處 溫泉郡三處 伊余郡四處 浮穴郡一處 骨奈嶋一處

合米壹仟貳佰陸拾斛捌斗

(中略)

牒。以天平十八年十月十四日。被僧綱所牒。僧。寺家。緣起并資財等物。子細勘錄。早可牒上者。謹依牒旨。勘

錄如前。今具事狀。謹以牒上。

天平十九年二月十一日

都維那僧靈尊

上坐僧隣信

寺主僧玄鏡

可信半位僧乘印

可信複位僧賢廣

可信複位僧乘觀

僧綱。依三綱牒。檢件事記。仍爲恒式。以傳遠代。謹請

紹隆佛法。將護。天朝者矣。

天平廿年六月十七日

佐官 業了

僧願清

大僧都法師行信

佐官兼藥師寺主師位僧勝福

佐官兼興福寺主師位僧永俊

佐官 師位

僧惠徹

佐官 業了

僧臨照

この『資財帳』で、まず注目されるのは、空海の父佐伯氏の本拠地である讃岐国に、十三處の庄倉が存在したことである。讃岐の国十一郡のうち東から大内郡、三木郡、山田郡、河野郡、鵜足郡、那阿郡、多度郡、三野郡と八郡にわたって一〇三ヶ所の庄倉の存在が確認できる。

さらに讃岐だけではなく、隣の伊予国にも七郡にわたって、一〇四ヶ所の庄倉が置かれている。こうした庄倉がどのような性格のものであったかについては、松原弘宣^⑪の研究がある。

松原は、四・五世紀における畿内王権の瀬戸内海交通の主ルートが摂津（難波）↓吉備↓讃岐↓伊予↓豊前・豊後であるとし、その左証として、斉明天皇が西征の折二カ月強のあいだ道後平野に滞在するなど、まだその当時政情不安定な北九州を睨んでの前線基地的役割を果たしていたとしている^⑫。

その道後平野に播磨していたのが久米直氏で、畿内王権と結びつき、久米国造として大王近侍氏族へと発展させたのが伊予来目部小楯であった。この伊予来目部小楯に山部連の姓が賜姓され、久米直と山部連に同族関係が形成され、これが法隆寺との関係に発展してゆく^⑬。

法隆寺の所在地である大和国平群郡夜摩郷＝山部郷、法隆寺最大の所領が存在する播磨国西部に山部氏が播磨するなど、法隆寺との密接な関係が指摘され、寺に献納された「命過幡」に寄進者としての山部連氏が見え、伊予久米郡の久米氏＝山部連＝大和国夜摩郷＝法隆寺という一連の繋がりが認められる^⑭。

また松原氏は、法隆寺が讃岐・伊予国に集中的に庄倉を設置しえたのは、大伴氏の影響によると論じておられる。伊予国で大きな勢力を占めた久米氏と大伴氏は同族とされ、讃岐の鵜足郡、多度郡における大伴氏の分布、また佐伯部の佐伯直氏は大伴氏と同族であると主張し結論として法隆寺庄倉の設置には大伴氏が重要な役割を果たしたとされている^⑮。

ではこうした庄倉はどのような性格のものであったのであろうか。

この点に関しても、松原の先行研究があり、これに依拠してみよう^⑯。『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の庄の記載に

その手がかりとなる記録がある。その部分を列挙してみると次のようになる。

大倭国五處

一 在十市郡千代郷 一 在高市郡古寺所 一 在山辺郡波多蘇麻 一 在式下郡村屋 一 在添上郡瓦屋所

山背国三處

相楽郡二處、一 泉木屋所并園地二町、東大路、西薬師寺木屋、南自井一段許退、北於大河之隈、一 棚倉瓦屋、東谷上、西路、南川、北南大家

野之隈、乙訓郡一處、在山前郷

摂津国一處

在西成郡長溝郷庄内地二町、東田、西海即船津、南百姓家、北路之隈

右の記事で注目されるのが「瓦屋所」「瓦屋」であり、これは造瓦所と理解される。その他「園地」「木屋所」「船津」の名称が見られ、わずかばかりの園地を伴ったことも知られる。こうした庄倉について、鬼頭清明は「懇田を直接の庄園成立の舞台とするのではなく、庄倉における稲を中心とする動産の出挙、交易を媒介に経営されたという点で初期庄園より一層古い『庄』経営であったと思われる」と指摘している。『資財帳』に記載される讃岐伊予に於ける庄には附属する水田は一切なく、そうしたことから考えあわせると、庄倉とは必要な諸物資を交易で調達・集積し、それらを本寺へ運送する地域の集積運搬の拠点でなかったかと推察される。

第三章 法隆寺庄倉と軒瓦の分布

第一節 法隆寺式軒瓦の分布

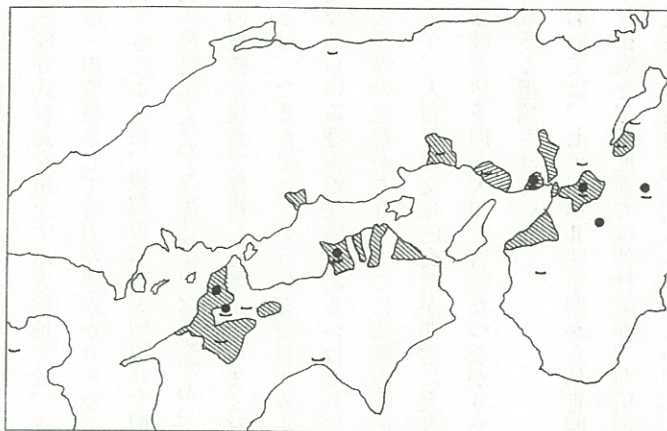
では、地方における法隆寺庄倉の存在は、その土地にどのような影響をもたらしたのであろうか。それについては、鬼頭清明が注目すべき研究を行っている⁽¹⁸⁾。

法隆寺の伽藍、特に西院伽藍で七世紀の建立時に使用された一对の軒瓦——複弁蓮華文軒丸瓦と忍冬唐草文軒平瓦（法隆寺式と呼びならわしている）——に注目し、この瓦当文様と同じデザインの瓦を使用した寺院址が法隆寺庄倉の所在地にも存在していることを指摘された。

庄倉があるからといって必ずしも法隆寺式の軒瓦の発見される寺院址が所在するとは限らない。また、庄倉の記録のない地域からも法隆寺式の軒瓦が発見されている所もあり、必ずしもひとつの公式論にあてはめることはできないとはいえ、鬼頭はその当時の様々な歴史的背景等を考慮して「法隆寺式軒瓦の分布は大勢として資財帳の伝える庄倉・水田等の分布と対応関係にあるとみてよいように思われる」といい、法隆寺庄倉の存在を媒介にして法隆寺式軒瓦が各地にひろまっていったと推定されている。

ただ、法隆寺式軒瓦も細かく分類してゆくと、何種類かに分かれるし、年代的に七世紀のいつにするかの問題も生じてくるが、本論では法隆寺の資財帳の成立した天平十九～二十年に庄倉が成立していたことと、そこに法隆寺式の軒瓦が出土する結果だけを援用しておきたい。

佐伯氏と阿刀氏の接点（上）



法隆寺庄倉と軒瓦の分布

庄倉(水田)	寺 院 名	庄倉(水田)	寺 院 名
近 江 粟 太	金勝寺	播 磨 明 石	野口庵寺
	(野洲 益須寺)	" 賀 古	下太田庵寺・中井庵寺
大 和 平 群	法輪寺 法起寺 中宮寺	" 播 保	(加西部 繁昌庵寺 吸谷庵寺 天神山瓦窯)
" 添 下	額安寺 長林寺 高安寺		
" 高 市	平隆寺 横井庵寺	備 後 深 津	
河 内 大 縣	葉隆寺 平松庵寺	讃 岐 大 内	
" 和 泉	(紀寺) (醍醐庵寺)	" 三 木	
" 淡 川		" 山 田	
" 志 貴	淡川寺	" 阿 野	
" 日 根	田辺寺 古市寺	" 鞆 足	
" 更 浦		" 那 可	
(山城)	(法琳寺)	" 多 度	善通寺・仲村庵寺
摂 津 西 成	堂ヶ芝庵寺	" 三 野	道音寺
" 川 辺		伊 予 神 野	
" 武 庫		" 和 氣	
" 雄 伴		" 周 速	
" 菟 原	芦屋庵寺 水田	" 温 泉	温ノ町庵寺・内代庵寺・中村庵寺
(紀伊)	(三島 太田庵寺)	" 伊 余	
(伯耆)	(上野庵寺)	" 浮 穴	中ノ子庵寺・上野庵寺
(伊賀)	(斎恩寺 石塚庵寺)		(久米 朝生田庵寺 長隆寺 久米庵寺)
	(三田庵寺)	(豊前・豊後)	(周敷 法安寺)
			(省 略)

法隆寺式軒瓦の分布

()は庄倉等の記載のないもの

鬼頭清明「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」より引用

第二節 讃岐に於ける古代寺院の創建

では、本論で何故法隆寺庄倉と法隆寺式軒瓦との関連を重視するのであろうか。

現在、法隆寺式軒瓦を出土する寺院址では、寺院の建物や仏像のほとんどが廃滅して伝わっておらず、当時の歴史を物語る唯一の資料として有力な手がかりとなるのが瓦である。この視点に立つて、出土する古瓦に注目してみたい。右に見てきたように、複数の遺跡で同范瓦や同系列の瓦の出土が見られるということは、その寺院造立にあたって、造瓦工人の移動、すなわち造瓦技術の移動があったことを示すものである。⁽¹⁹⁾ 法隆寺側がその地方に工人を派遣したか、またはその技術を現地で修得した者がそのまま移動してきたかのどちらかである。

右のことは、たまたま瓦という伝存資料のみをとりあげてはいるが、本来は寺院建立が主たる目的であり、寺院造営に必要なあらゆる技術が法隆寺あるいはそれにかかわる中央政權から提供されていたと考えられる。

従って法隆寺の庄倉があり、そこに法隆寺式の軒瓦が出土する寺院があるということは、その土地が税の貢納だけにとどまらず、大和との文化的交流が非常に大きかったことを物語っている。

古代の讃岐や伊予国が大和と密接なつながりをもっていたことは、右の法隆寺との関係以外でも、出土する古瓦の文様から数多く指摘されている。

讃岐においては、七世紀第Ⅱ四半期から第Ⅲ四半期にかけて寺院の造営が開始されたようで、山田郡の宝寿寺、寒川郡の下り松廃寺、多度郡では仲村廃寺、刈田郡の紀伊廃寺等ほぼ全郡にわたって開始されている。それらの寺院の創建時の瓦当文に共通して見られるのはいずれもが古新羅系の軒丸瓦の特徴をもっており、宝寿寺の単弁無子葉蓮華文瓦等はその祖形を大和豊浦寺出土瓦に求められる。⁽²⁰⁾

これらに続く造寺としては、多度郡の仲村廃寺があり、大和の川原寺創建時の瓦や法隆寺式の瓦に文様の祖形を求められる瓦が出土している。また寒川郡の石井廃寺のものは、大和の石川精舎跡出土瓦と文様構成が酷似している。

さらに香川郡の坂田廃寺、阿野郡の開法寺、寒川郡の下り松廃寺、山田郡の宝寿寺、三野郡の妙音寺等では大和の山田寺系の軒丸瓦が出土している。

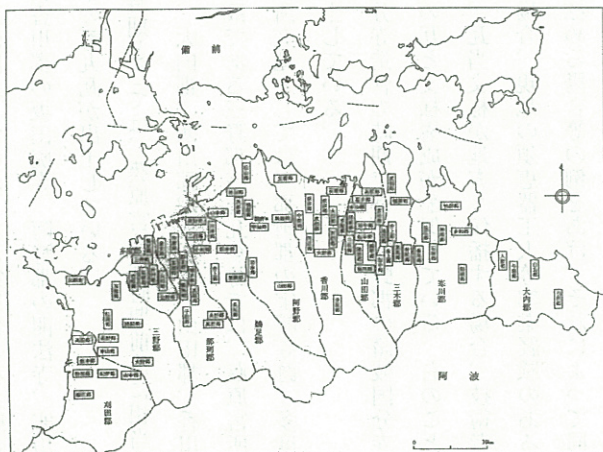
次の時期としては、藤原宮造営時期前後に相当する瓦で、藤原宮所用軒瓦と同范あるいは酷似した軒瓦を出土する寺院が、大内郡、寒川郡、三木郡、山田郡、香川郡等十九ヶ寺で分布している。さらに、特筆にあたいすることは多度郡の隣である三野郡宗吉瓦窯跡では、藤原宮所用瓦を生産していたことである。そうして『法隆寺資材帳』に出る庄倉の所在地としては、那珂郡の宝幢寺跡、多度郡の仲村廃寺、普通寺、三野郡の道音寺の四ヶ寺から法隆寺式の軒瓦が出土している。

次の国分寺造営の時期では、阿野郡の讃岐国分寺、国分尼寺や山田郡の拝師廃寺で出土する軒瓦は、平城宮址や東大寺所用の瓦と文様構成が酷似している。右のことは讃岐の隣国伊予においても同じことがいえる。⁽²⁾

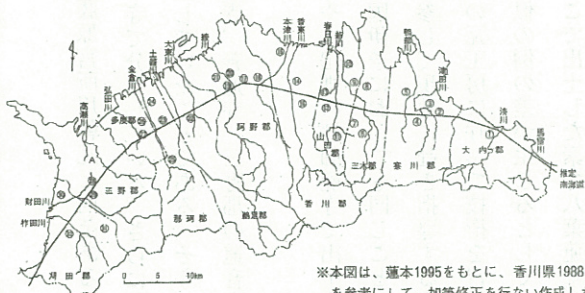
亀田は、瓦当文様が地方へ伝播する場合、技術者が道具を持参して現地に赴き指導する場合、道具は不持参で現地調達する場合、現地の須恵器工人等窯業経験のある人達を畿内の瓦工房に呼んで技術を習得させて帰国させ地方に瓦工技術を拡める場合等の例をあげ、それによって同范または酷似の例の差が生じるとしている。

まず、七世紀中葉の例として周敷郡法安寺の軒瓦がある。ここで出土した素弁八葉蓮華文軒丸瓦は、大和軽寺出土の瓦を手本としたと考えられ、これと一組となると推定される重孤文軒平瓦も軽寺で発見されている。

次も、七世紀中葉後葉、あるいは斉明天皇の石湯行宮の時期（六六一年）のものかとも推定される単弁十葉蓮華文



香川県史 602頁

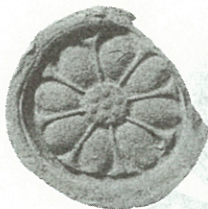


讃岐古代寺院位置図

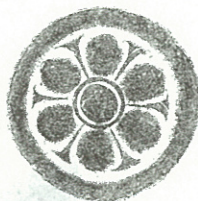
- | | | | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|----------|----------|----------|
| 1. 白鳥廃寺 | 2. 下り松廃寺 | 3. 石井廃寺 | 4. 極楽寺跡 | 5. 願興寺 | 6. 上高岡廃寺 | 7. 長楽寺 |
| 8. 始覚寺 | 9. 宝寿寺跡 | 10. 山下廃寺 | 11. 下司廃寺 | 12. 高野廃寺 | 13. 拝師廃寺 | 14. 坂田廃寺 |
| 15. 勝賀廃寺 | 16. 百相廃寺 | 17. 讃岐国分寺 | 18. 讃岐国分尼寺 | 19. 開法寺跡 | 20. 鴨廃寺 | 21. 醍醐寺跡 |
| 22. 法融寺 | 23. 宝幢寺跡 | 24. 田村廃寺 | 25. 弘安寺跡 | 26. 仲村廃寺 | 27. 善通寺 | |
| 28. 道音寺 | 29. 妙音寺 | 30. 高屋廃寺 | 31. 大興寺跡 | 32. 紀伊廃寺 | A. 宗吉庵跡 | |

香川県教育委員会提供

大和の各寺の瓦に祖形をもつ讃岐出土の軒瓦



大和豊浦寺軒瓦



山田郡宝寿寺軒丸瓦

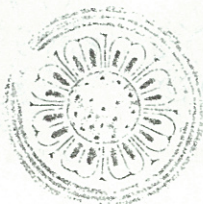


新羅軒瓦（奈良文化財研究所提供）

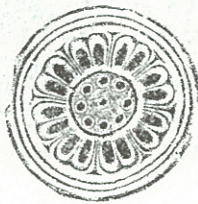
大和川原寺



多度郡仲村廃寺

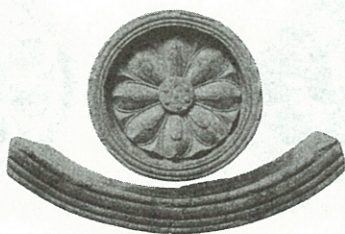


大和石川精舎（浦坊廃寺）

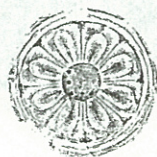


寒川郡石井廃寺

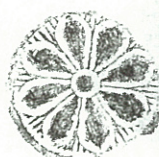
大和山田寺式の瓦に系譜をひく軒瓦



大和山田寺



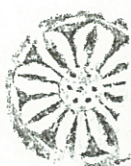
寒川郡坂田廃寺



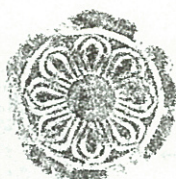
阿野郡法敷寺



阿野郡開法寺



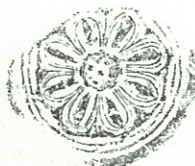
阿野郡開法寺



寒川郡下り松廃寺



山田郡宝寿寺

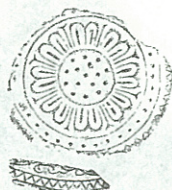


三野郡妙音寺

大和藤原宮祉出土瓦に祖形をもつ讃岐出土の軒瓦



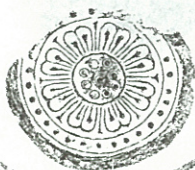
讃岐 宗吉瓦窯産（藤原宮）



宗吉瓦窯出土



大内郡白鳥庵寺



三木郡長楽寺



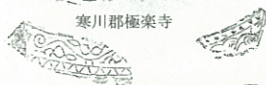
山田郡下司庵寺



寒川郡石川庵寺



寒川郡極楽寺



寒川郡
願興寺



山田郡山下庵寺



三木郡始覚寺



山田郡高野庵寺

山田郡勝賀庵寺

法隆寺式軒瓦と讃岐における同系統の軒瓦



法隆寺西院伽藍（金堂）



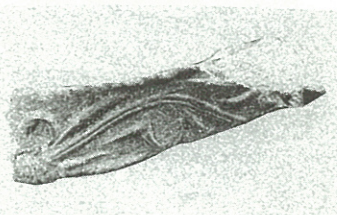
同西院伽藍（塔）



善通寺



洲崎寺・道音寺



多度郡 仲村廃寺

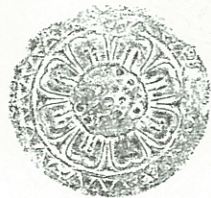


愛媛県の法隆寺式軒瓦の分布（上原真人『瓦を読む』）

- A 松山市 来住廃寺
- B 松山市 朝生田廃寺
- C 伊予市 上吾川古泉廃寺
- D 松山市 中ノ子廃寺
- E 湯之町廃寺
- F 小松町 法安寺
- G 松山市 石手寺
- H 今治市 伊予国分尼寺
- I 松山市 内代廃寺
- J 仲村廃寺



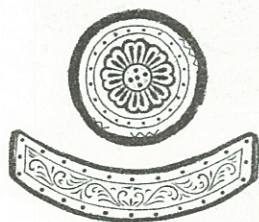
伊予 朝生田廃寺



大和 平隆寺

同範関係の瓦

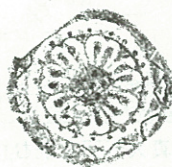
奈良 平城宮・東大寺瓦の系譜をひく讃岐の瓦



大和 平城宮址



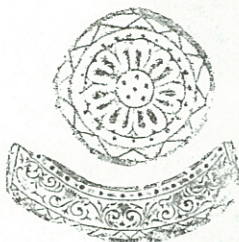
大和 東大寺



山田郡拝師廃寺



讃岐 国分寺



讃岐 国分尼寺

軒丸瓦が久米郡久米高畑遺跡、同来住廃寺、温泉郡湯之町廃寺で出土している。この瓦の基本形のルーツは大和山田寺跡出土の瓦であるが、山田寺のものは単弁八葉である。この系統で十弁のものは、摂津四天王寺等で発見されており、文様のルーツをたどると大和山田寺―摂津四天王寺―来住廃寺等の系譜に連なる。

このあとに続くものは、法隆寺式の鋸齒文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦である。この形式の瓦が出土する遺跡は、松山平野を中心に東部の道前地域にまで広がっている。この瓦は、細分類すると、六種類に分けられるが、一応法隆寺式の軒丸瓦として一括して出土遺跡を列挙しておこう。すなわち温泉郡湯之町廃寺、同仲村廃寺、久米郡来住廃寺、同朝生田廃寺、温泉郡石手寺、伊予郡上吾川古泉廃寺、周敷郡法安寺跡、伊予国分尼寺等である。

この軒丸瓦とセットをなすのは、法隆寺では忍冬唐草文がその典型であるが、伊予では重弧文軒平瓦とのセットで発見されている。

また、右の蓮華文軒丸瓦の亜型として、外区の鋸齒文が面違になっている瓦が久米郡朝生田廃寺と久米郡中ノ子廃寺から出土している。この瓦は、広い意味での法隆寺式ではあるが、大和では平隆寺、法起寺、河内西琳寺、田辺廃寺等で出土しており、平隆寺出土瓦を詳しく検討してみると、朝生田廃寺の軒丸瓦は平隆寺の瓦を製作した後、同範をもって朝生田廃寺の瓦を作っていることが判明する。

この朝生田廃寺と中ノ子廃寺からは法隆寺式の忍冬唐草文軒平瓦が出土している。これらも詳細に検討した結果、大和平隆寺出土瓦と同範の瓦と認められ、おそらく瓦当範が大和から伊予にもたらされて制作されたものと考えられる。

右のように、出土する瓦の文様のみに焦点を絞って調べてみても、讃岐・伊予の地方は大和や中央政權と文化的に

強い繋がりをもっていたことがわかる。

第三節 仏教美術に見る大和との関連性

次に、遺存例は少ないけれども、仏像に焦点をあてて考えてみよう。

まず、讃岐を代表する奈良時代の仏像としては、寒川郡願興寺の脱活乾漆の聖観音坐像である。田辺三郎助⁽²³⁾らの研究によると、こうした脱乾漆像は、畿内を離れては岐阜市美江寺と本像の二点だけであるという。本像は畿内の一流作品に比較すると、やや造形的に気品を欠くが、それでもこの時期のこの地方の水準の高さが感じられる作品である。



乾漆聖観音座像 願興寺
田辺三郎助『四国の仏像』より

また、多度郡の善通寺に残る塑造菩薩頭は、完存していれば、おそらく周丈六像に相当する奈良時代の仏像で、讃岐地方の先進性を示す好個の遺品とされている。

さらに、木彫像としては、愛媛県北条市の庄の薬師堂に残る木彫菩薩立像がある。全体に朽損がはなはだしいが、奈良薬師寺金堂の本尊薬師如来の阿脇士像を、木彫でしかも田舎風に写した感の残るすぐれた彫像であり、奈良時代末頃の作品と推定されている。

釈迦誕生仏



北条市北土



松山北谷出土



徳島大野寺



徳島霊山寺



菩薩立像 庄郡落



菩薩立像 正花寺

田辺三郎助『四国の仏像』より

同じく木彫像として、香川県高松市の正花寺菩薩立像がある。この仏像は、奈良唐招提寺の伝衆宝王菩薩を手本に彫像されたのではないかと推定されるくらい酷似しており、奈良時代最末期の彫像である。

この他、奈良時代の作例として注目されるのは、徳島・香川・愛媛に伝えられる八体の鑄銅製釈迦誕生仏である。こうした小金銅仏は、はたしてもともと四国に伝世したものは断定し難いが、この内の一点は高松市（香川郡）の坂田廃寺跡から出土したと伝えられ、もう一点は松山市福角北谷の丘陵から、あと一点は愛媛県南宇和郡御庄町の山王社附近から出土したと伝えられており、現地に伝存していた作品と考えられる資料である。

これらはいずれも飛鳥・白鳳期の作品であり、全国に遺存する四十数点のなか八点までがこの四国に伝存している。右に見てきたように建築材の一部である瓦についても、また仏堂に安置される仏像についても、強く中央の文物の影響を受けており、当然ながらそこに大和と四国のこの地方との人的交流の盛んであったことが推察されたるのである。

第四節 大和朝廷と讃岐・伊予の交流。

つぎにこうした大和と讃岐・伊予地方との深い交流の背景を探ってみよう。これについても松原弘宣の先行研究がある。²⁴

大和王権の全国的支配の確立、特に山陽・九州の支配については、軍事的な征服によるものではなく、瀬戸内海沿岸各地に勢力を持っていた各豪族―首長―の各地域的交流圏を大和朝廷の支配圏に収め、瀬戸内海全域にわたって組織化に成功したことによるのではないかと考えられている。

これによって、漸次、瀬戸内海の大和より九州に至る海上航路も整備され、律令体制の確立とともに、調庸物の大和への貢納体制も整えられていった。

特に四国と大和との関係に於いては、海上交通を抜きにしては論じられない。従って、各国府は海上への出口として国津を伴っていた。

例えば、阿波の国府（徳島市中町）では、吉野川の河口部に「船津」を、讃岐の国府（坂出市府中）では綾川河口部に「津頭」を、伊予では熟田津あるいは今張浦といった船運の津をもっていた。海岸に近接していない国府にあっても、近くを流れる河川によって瀬戸内海と結びついていた。

讃岐においては、国府に対する国津の他に、宇多津、中水門、多度津など、瀬戸内海航路の重要な津が備讃瀬戸を航行する船の立ち寄り港として賑わっていたと考えられる。

ところで、空海の父佐伯田公は、讃岐国多度郡に住していた。

先述した太政官符には

「留学僧空海 俗名讃岐国多度郡方田郷戸主正六位上佐伯直道長 戸口同姓真魚」

と記されており空海の父の出身地は多度郡方田郷に誤りない。

方田郷に関しては、弘田郷のことであろうとする説もあるが、奈良県明日香の石神遺跡で出土した木簡に

「多土評□（難カ）田□ 海マ刀良佐匹マ足奈」

と墨書した札が発見されている。「多土評難田」は多度郡方田のことであり、その下は「海部刀良佐伯部足奈」のこ

と思われるので、多度郡に方田という地名のあったことは実証される。⁽²⁶⁾

この佐伯氏については、武内孝善先生の詳細な研究があるので、⁽²⁷⁾ここでは一応その概要を記しておこう。『日本三代実録』貞観三年（八六一）十一月十一日の条の佐伯直豊雄の改姓申請によれば、先祖は景行天皇の御世に日本武尊に従って東国の平定に功のあった大伴健日連の孫で、雄略天皇の御代に大連となった大伴室屋の長男御物宿禰の後裔倭胡連公であり、允恭天皇の時はじめて讃岐国造に任ぜられたという。これは、讃岐におかれた佐伯郡の伴造として佐伯直の姓を授けられた豪族が、中央で佐伯郡を統括していた大伴氏の同族であった佐伯連氏と擬制的な同族関係を結ぶことによって、自らを大伴氏の子孫と称するに至ったもので、右の伝承は信じられない。

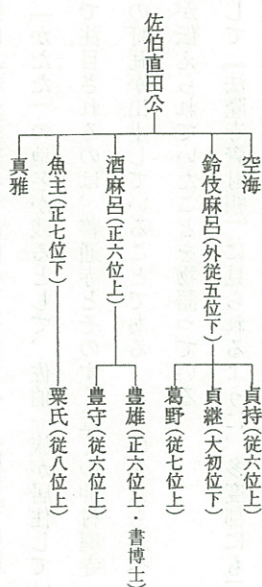
また『新撰姓氏録』に

「佐伯直、景行天皇の御子、稲背の御子、稲背入彦命の後なり」

とあることから、同じく景行天皇の皇子神櫛王の子孫と称する讃岐凡直氏と同族とみて、凡直氏となったという説もある。しかしこれも根拠が乏しいと考えられる。結局、佐伯直氏の本拠地である多度郡には、善通寺市の大麻山山麓に四〜六世紀にかけて造営された古墳群が存在する。これらの古墳群を築造した古代豪族が、五世紀前半に大和朝廷の支配下に入り、国造に任ぜられ佐伯部の管掌を命ぜられたのではないかと考えられている。⁽²⁸⁾ いずれにしても奈良時代の末頃には佐伯氏はこの地方の有力豪族として重要な役割を果たしていたのではないかといわれている。

この佐伯氏について、一族の系譜のわかる資料としては『日本三代実録』巻五、貞観三年（八六一）十一月十一日の条がある。これは、当時中納言で民部卿と皇太后宮大夫を兼ねていた伴宿禰善男が、佐伯田公につながる一族の者十一人に対して宿禰の姓を賜わろうと申請し、本貫を讃岐国から左京職に移すことを勅許されたときの記録である。

この貞観三年の記録については、武内孝善先生の詳細な論考があり、先生の御論考より結論だけを引用すると、確実視できるのは田公以下十一名の世代と位階だけであるということである。^②
その系譜を引用すると左の如くである。



この系譜でわかることは、不思議なことに子供達の高い官位に対して、父の田公には一切官位の書き込みがないことである。

その子の鈴伎麻呂は外従五位下という位階に叙せられており、播磨国揖保郡出身の佐伯直諸成も私物貢献によって同じく外従五位下に叙せられている。^③ 諸成は、天応元年（七八一）に稲を造船瀬所へ貢献したことにより位階を獲得すると、四年後には園地正に任官されている。地方豪族が私物貢献により外従五位下に叙せられ、国司以上の地方官・中央官に任官された例はいくつかある。^④ 松原の作成した表によると、貢納物の額は例えば商布二万端とか銭壹千貫、錢百万稻一万束、錢二千貫牛十頭等の数字が列記されており、相当な額の貢納物を納めて外従五位下に叙

せられている。

田公の子供や孫達もその階位に見合うだけの貢納物を納めていたとすると、佐伯氏は相当な財力を持っていた一族ということができようか。この点についてもすでに武内先生が論文の中で指摘しておられる。

第五節 佐伯氏と法隆寺庄倉

こうした地盤を持つ佐伯氏であるということ念頭に置いたうえで、さらに佐伯氏の居住した方田郷について考えてみよう。

方田郷は『和名類聚抄』には見えておらず、『同書』には「弘田郷」の名前が見える。武内先生は普通寺伽藍の西北地に「かたた」の地名が残るとして、佐伯一族が居住していたのはこのあたりだと推定しておられる。³²⁾

ここで注目されるのは、普通寺とそのすぐ近くの仲村廢寺（普通寺市）それと隣の三野郡の道音寺（豊中町）に法隆寺式の軒瓦が出土していることである。これは先にも述べたように、大和との人的交流によつ、法隆寺を中心とする文物が伝えられていたことを物語っている。

そうして『法隆寺資財帳』に見られるように、多度郡にも三野郡にも法隆寺の庄倉が置かれていた。

この地域に大きな勢力をもっていた佐伯氏が、普通寺をはじめとする寺院と強い繋がりをもち、あるいは普通寺が佐伯氏の氏寺であった可能性を考慮すると、佐伯氏—法隆寺—大和政権のつながりも十分考えられる。

讃岐・伊予地方は、大和にとって瀬戸内海航路の重要な拠点であり、大和の文物が意図的にもたらされた地域でもあった。一方讃岐からは、空海につづいては五大師と称される実恵、真雅、円珍、聖宝らの高僧が輩出するが、そう

した文化的基盤がこの地域には早くから醸成されていたと考えられる。

多度郡には多度津が整備されていたと考えられ、早くは七世紀末に、宗吉瓦窯で大和藤原宮の瓦が焼かれそれらは高瀬川を下って搬出されていた。

『延喜式』によれば、四国は南海道に位置づけられ、京と各国との行程は

阿波国 行程上九日、下五日、海路十一日。

讃岐国 行程上十二日、下六日、海路十二日。

伊豫国 行程上十六日、下八日、海路十四日。

土佐国 行程上卅五日、下十八日、海路廿五日。

と記されており、これは山城の京の都への日程を記している。

奈良時代末期の平城京への行程も、ほぼ同じ日数を要して貢納物を運んだと考えられるが、四国からは船運による運上と考えられる。

佐伯氏の場合は、国の調庸は一たん国衙に集められて国津より運上されたが、法隆寺への貢納物はおそらく多度津より船に乗せて運上されたのではないかと考えられる。佐伯田公以下の人達は、この運上を介して畿内の法隆寺庄倉と深いかわりを有していたのではないかと想像される。

（下）は、次年度以降に掲載予定。

註

- (1) 高木神元著『空海 生涯とその周辺』六頁
- (2) 武内孝善著『弘法大師空海の研究』(二〇〇六年刊) 一二四～一三九頁
- (3) 高群逸枝『招婚姻の研究』(一九六六年 高群逸枝全集所収) 理論社
- 吉田孝『律令国家と古代の社会』(一九八三年) 岩波書店
- 関口裕子『日本古代家族史の研究』上下 (二〇〇四年) 塙書房
- (4) 別図 129頁
- (5) 高群 註1前掲書 二五六頁
- (6) 高群 註1前掲書 七二頁
- (7) 高群 註1前掲書
- (8) 石上英一「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳諸写本の伝来」『古代荘園史料の基礎的研究 上』一九九七年 塙書房
- (9) 岡田芳朗「法隆寺伽藍縁起并資財帳について」『女子美術大学紀要 二号』一九六九年
- 田中重久「聖德太子建立七寺に関する新説」(『聖德太子論集』一九七一年)
- (10) 石上英一前掲書「結語」四一七頁
- 同「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の伝来」(註1前掲書 三六四～三七〇頁)
- (11) 松原弘宣「法隆寺と伊予・讃岐の関係」(『古代瀬戸内の

地域社会』二〇〇八年) 吉川弘文館

- (12) 松原弘宣前掲書 二〇五頁
 - (13) 松原弘宣前掲書 二〇六頁
 - (14) 松原弘宣前掲書 二二一頁
 - (15) 松原弘宣前掲書 二一九頁
 - (16) 松原弘宣前掲書 二一九頁
 - (17) 松原弘宣前掲書 二二三頁
 - (18) 鬼頭晴明「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布—忍冬唐草文軒平瓦について—」(『古代研究 11』一九七七年)
 - (19) 森郁夫「古代における同範・同系軒瓦」(『古代 第97号』早稲田大学考古学会 一九九四年)
 - (20) 森郁夫「古代讃岐における瓦生産と寺院造営」(『香川考古 第12号』二〇一〇年)
 - (21) いずれも森郁夫前掲書
 - (22) 亀田修一「地方への瓦の伝播—伊予の場合—」(『古代 第97号』一九九四年)
 - (23) 田辺三郎助『四国の仏像』(『日本の美術 No.26』一九八五年)
 - (24) 松原弘宣『古代国家と瀬戸内海交通』二〇〇四年
 - (25) 高木神元『空海 生涯とその周辺』一九九七年 六頁
 - (26) 武内孝善『弘法大師伝承と史実』二〇〇八年朱鷺書房 五五頁
- 木簡については『奈良文化財研究所紀要 二〇〇三』所

収『善通寺市史 第一巻』一九七七年

(27) 武内孝善『弘法大師空海の研究』二〇〇六年 五六頁

一〇四頁特に結論としての九八〜九九頁

(28) 『香川県史』（第五章 律令国家の形成と発展） 六三九頁

(29) 武内孝善前掲書 九八〜九九頁

(30) 松原弘宣『日本古代水上交通史の研究』一九八五年吉川弘文館

(31) 松原弘宣は私物貢納者と任官の例として一六名列挙している。松原前掲書

(32) 武内孝善 註9前掲書

(補註) 古代瓦研究会シンポジウム記録『古代瓦研究Ⅳ』（法隆寺式軒瓦の成立と展開）

（奈良文化財研究所 二〇〇九年）にはさらに詳しい法隆寺式瓦の考察があり法隆寺庄との関係についても論及されている。

註4

日本婚姻史表

時代	婚姻形態									
	原始	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親
推古以前	原始 (氏族)	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親
飛鳥・奈良	原始 (氏族)	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親
平安・鎌倉	原始 (氏族)	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親
室町・江戸	原始 (氏族)	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親
東京	原始 (氏族)	氏族	家	宗	親	親	親	親	親	親

高群逸枝『招婿婚の研究』一より